

《特 集》

陳立夫訪ソをめぐる日中ソ関係史の謎解き

— 秘密はなぜ漏洩したのか、日本はなぜ柔軟に対応したのか —

鹿 錫 俊

はじめに

- 一、陳立夫訪ソの背景
 - 二、当事者の回想に見た極秘の旅
 - 三、日本側の中国情報
 - 四、何鍵による「内部告発」とその動機
 - 五、日中間の平穏が保たれた三つの要因
- おわりに

はじめに

陳立夫は、1930年代初頭から中国国民党中央組織部長になり、CC系を率いた国民政府の要人である。1977年と1994年に、彼は回想録を通して、自分が1935年末、蒋介石の指示により「連ソ抗日」をはかるために極秘にソ連訪問への旅に至ったが、秘密が漏洩したため、途中で訪ソを断念し、帰国せざるを得なかったというエピソードを披露した¹。これは、その時代の日中ソ三国関係史に二つの謎を残した。すなわち、第一に、極秘状態下の訪ソ計画がなぜ暴露されたのか、そして、関連して第二に、暴露されたにもかかわらず、日本はなぜ国民政府が懸念したような強硬策を取らなかったのか、である。

本稿は、上記の二つの謎を解明することを目的とするが、研究にあたってはまず日中ソ三カ国の一次資料の分析と相互照合に力を注いだ。それによって謎の答えを見つけたため、書き方としては、できる限り一次資料に真相を語らせるという方法を使う。

1 陳立夫「参加抗戦準備工作之回憶」、台北、《傳記文学》第31卷第1期(1977年7月号)。陳立夫『成敗之鑑』、台北、正中書局、1994年。同書の日本語版は松田州二訳『成敗之鑑(陳立夫回想録)』、原書房、1997年。本稿は日本語版を引用する。

一、陳立夫訪ソの背景

1931年9月の満洲事変以降、日本による対中侵略とソ連による対中赤化という二つの危機の交叉に悩まされていた中国国民政府は、対日政策と対ソ政策の制定にあたって、中国の主権と国民党の政権に対する日ソ両国の態度を基準とした。この基準により、1935年6月の日本の華北分離工作まで、国民政府は日ソ両国をともに中国の外患と見なす一方、日本を「皮膚の患」とし、ソ連を日本よりも危険である「心腹の患」とした。なぜなら、中国の主権への対応の面では、日本は中国の東北地域を占拠し、そこで満洲国を樹立したが、ソ連も外蒙古という国民政府が中国の領土と見なす地域を「蒙古人民共和国」として支配していた。また、1933年以後は、ソ連は中国の新疆地域においても盛世才政権を操って自国の勢力を拡大している。他方、国民党の政権に対しては、日本はその打倒を方針としなかったが、ソ連は1927年の国共分裂以降、中国共産党を支持し、蒋介石と国民党を覆すことを目指していた。そのため、日本の侵攻に対して、国民政府の内部では日ソ両国の矛盾を利用して、連ソ抗日（ソ連と連合しともに日本の侵略に抵抗すること）を図るべきという声があったが、蒋介石は国民党の最高指導者としてそれを拒否し、中国は中立的な態度で日ソ両国の矛盾を利用して、双方を相互牽制させることを方針とした²。

しかし、1935年6月に始まった日本の華北分離工作は情勢を大きく変えた。日本は中国の主権問題に対して、満洲国の支配に止まらず、さらに華北地域を国民政府の支配から分離しようとし始め、さらに、国民党の政権に対しては、日本は軍部を通して、蒋介石と国民政府の打倒を主張し始めたからである。蒋介石はそれを全中国を満洲国化する野望と見なした。他方、日本と対照的に、ソ連は中国の主権問題においてこれまで以上の侵害がないだけでなく、1935年7月のコミンテルン第7回大会をきっかけに、ソ連とその指導下のコミンテルンは、蒋介石と国民党の打倒という従来の方針を改め、中国の対日抗戦を早く実現させるために、中国における蒋介石と国民党の指導的な地位を承認し始めた。蒋介石と国民政府にとって、こうした日ソ両国の対中政策の逆方向への転換は、中国の外交の新たな出発点となる重大な意味合いがあった。

これを背景に、蒋介石は国民政府の対日対ソ関係の指針を改め始めた。1935年7月、中ソ関係の障害を解消するために、蒋介石は中国駐ソ大使館の鄧文儀武官に、新疆省に赴き当地域におけるソ連の活動の実態を考察することを命じた³。10月初頭、「華北五省自治」を名目とした日本軍の華北分離工作の再開に直面して、蒋介石は、「日本は中国の屈伏を強要している。ただ、日本が最も恐れているのは、中国の対日抵抗と対ソ連合であ

2 詳細は、鹿錫俊「蒋介石的中日苏关系观与“制俄攘日”构想：1933-1934」、『近代史研究』2003年第4期。

3 鄧文儀『冒死犯難記』、台湾学生書局、1973年、下冊、第24頁、第33-49頁。

る」という認識を10月2日付の日記に綴った。また、翌日に蒋介石は、「日本は偽満洲国の承認と華北の割拠を中国に強迫し、中国の経済と軍隊を支配しようとする一方、日本との共同反ソを中国に強要している。その目的は中国を攻守両難のジレンマに陥れることにある」と強調した⁴。

要するに、日本の華北分離工作を契機に、蔣は日本の日中共同防共要求の真意が日中反ソ同盟の強要にあり、中国がこれに同意すれば、日本の侵略に対応するための最後の拠り所を失い、窮境に陥ると判断したのである。そこで、日本が10月7日に「共同防共」を含む「広田三原則」を中国に提示した直後、蒋介石は18日に駐中ソ連大使のボゴモロフ（A. A. Bogomolov）と会談し、「中国軍の総司令」として、中ソ両国が極東平和を保障できるための協定を結ぶことを提案した⁵。続いて26日、蒋介石は、国内政治の面ではソ連が中共問題を解決するための鍵であり、国際政治の面では「日本が最も恐れているのはソ連である。現在の外交ではソ連に特に注目しなければならない」ことを再確認した⁶。このように、危機的な情勢に直面して、蒋介石は日本の共同防共の要求に逆行して、「連ソ」による局面の打開を加速しようとした。

他方で、ヨーロッパにおいてドイツとの関係が緊迫していたソ連も、日本の華北分離工作と広田三原則に深い危機感を抱いた。1935年12月9日、ボゴモロフ大使は外務人民委員部宛の電報で、①広田三原則には反ソを含む、②日中交渉中、日本は反ソ戦争のため華北自治政府樹立を強要した、③蒋介石は対内政策の配慮から日本との公式の協定には同意できないが、華北新政権が樹立されたならば日本の希望は叶えられうる、という三点を強調した⁷。こうした危機感から、12月14日、ソ連外務人民委員部は10月18日の蒋介石の提案に対し、「ソ連政府は協議に反対せず、かつ中国側とこれに関し具体的に検討したい」との返事をボゴモロフ大使に訓令した⁸。12月19日、ボゴモロフはこの返事を蒋介石に伝えた。蔣はこれに感謝するとともに、過去の中ソ関係改善の障害を無くすための中国政府の基本的な考えを示した。すなわち、①中ソ間の関係は1923年の孫文・ヨッフエ宣言を基礎とすること、②中国共産党が国民政府転覆の方針を変えれば、国民政府はその存在を認めること、である⁹。

4 「蒋介石日記」1935年10月2日、10月3日、スタンフォード大学フーバー研究所所蔵、以下同様。

5 ボゴモロフ大使より外務人民委員部宛電報（1935年10月19日）、李玉貞訳「ソ連外交文書選譯」『近代史資料』総79号、1991年7月（以下、「ソ連外交文書選譯」と略称）、第219-221頁。（ДВП [Документы Внешней Политики СССР], T.18, стр.537-539.）

6 「蒋介石日記」1935年10月26日。

7 ボゴモロフ大使より外務人民委員部宛電報（1935年12月9日）、「ソ連外交文書選譯」第223頁。（ДВП, T.18, стр.588-589.）

8 副外務人民委員よりボゴモロフ大使宛電報（1935年12月14日）、「ソ連外交文書選譯」第224頁。（ДВП, T.18, стр.590.622.）

9 ボゴモロフ大使より外務人民委員部宛電報（1935年12月19日）、「ソ連外交文書選譯」第224-225頁。（ДВП, T.18, стр.599-600.）

このように、日本がもたらした華北危機のなか、蒋介石は、抗日のために連ソを決定し、連ソのために中国共産党に対する方針も再考し、「容共」に動き始めたのであった。そして、この新方針を貫徹する重要措置として、1935年年末、蒋介石はモスクワでソ連および駐コミンテルン中共代表団との直接交渉を行うために、ソ連に赴くことを国民党中央組織部長の陳立夫に命令した。

二、当事者の回想に見た極秘の旅

中国の連ソ抗日の動きが日本に知られたら開戦が早まるという危惧から、陳立夫は訪ソにあたって、秘密保持に最大限の注意を払った。その様相は彼の回想録に詳細に記録されているため、以下、それを引用しておく。

「蔣委員長は私に行動指針を授けると共に、ソ連に行くことは絶対秘密にするようにと言いつけた。それで、私も張冲もそれぞれ李輔臣、江融清という偽名のパスポートを携え、クリスマスイブにドイツの旅客船（ポツダム）号に乗って旅立った。同船にはドイツに赴任する程天放大使とその随員が乗っており、二等客室には私の講義を聞いたことのある雷電学校の学生で研修のためドイツに向かう途中の20人余りがいた。上海からマルセイユまでの航程は十何日かあり、その間ずっと自分の任務を秘密にしておくことはほとんど不可能だったが、私は周到詳細な計画のもとにその秘密保持を達成した。私達二人が乗船していることを知っていたのは程天放大使だけだったが、やはり不都合なので私達とは行き来しなかった。船は香港、バンコク、ピナン、シンガポール、セイロン、スエズ運河、エジプト、イタリアを経てフランスのマルセイユに着くまで八カ所の検問所を通過し、そのたびに乗客はみな甲板に並んで点呼を受けなければならなかった。私は変装用にサングラスをかけてはいたけれども、白髪はごまかしようがなかった。それで私は病気を装って船室に閉じこもり、食事は部屋まで運んでもらった。船が港に着くたびに乗客は甲板に出て検査を受ける必要があり、それには半時間を要した。これでは容易に身分を知られてしまう。絶体絶命の窮地だった。一つの方法を考え出した。私は張冲に言って、まず最前列の一番目に並んでもらい、点呼がすんだら私のパスポートを持って最後列のしんがりに並んでもらった。こうして毎回ごまかしていたが、それは、検査が最後の一人に及ぶころには検査官は往々にして心身ともに疲れ、検査がなおざりになるからだった。寄港地では、私達二人はほかの乗客がみな上陸して見物に出かけるのを待つて上陸したが、町の見物もそこそこにできるだけ早めに船に戻った。」¹⁰

以上は陳立夫本人の回想であったが、中に言及された程天放も、自分の回想録のなかで、陳の訪ソの旅について陳とほぼ同様な経緯を述べている。また、ここまで秘密保持に徹底した理由についても、程は「陳立夫氏は大変な有名人であるため、すべてがみんなに注目

10 前掲、陳立夫『成敗之鑑』日本語版、上巻、第230-231頁。

されている。もしも日本の軍閥にソ連訪問の旅を知られたら、日本は必ず侵略を加速させる」と、陳と同様な理由を強調した。ただ、陳立夫が自分の偽名を「李輔臣」としたが、程天放は本当の偽名は「李融清」であると強調した¹¹（筆者は台湾の国史館に所蔵されている「蒋介石機密文書」と照合した結果、「李融清」のほうが正しいと分かった¹²）。

しかし、秘密の保持に手を尽くしたにもかかわらず、結局、最後までそれを保持できなかった。ベルリンに辿り着いた後の状況について、陳立夫は次のように述べている。

「私と張冲は中国大使館から程近いところにある市の中心部の貸し家に居を構えた。程天放先生は大使館で大使に就任した。当時はヒットラーが政権を握っており、スパイがうようよして安全確保を考慮する必要があった。蔣公（蒋介石）は電報を寄こして、私たちにベルリンで指示を待つようにと言ってきた。電報はすべて程大使から転送されてきた。いつロシアに入国するかは状況の変化を待って決定しなければならなかった。あるときの電報には、『時期尚早。まずフランス、スイス、イタリアに行くべし』とあった。どの国でも人目を避けるため一番高いホテルに泊まった。中国人はそういった豪華なホテルに宿泊しないからである。（中略）そのあと私たちはハンガリーやユーゴスラビア、さらにはオーストリアなどヨーロッパの小国を回り、最後にまたハンガリーに戻って命令を待った。ある日のこと、駐トルコ公使の賀耀組先生がハンガリーに来て言った。『現在の情勢は芳しくないね。うわさによると、日本はすでに、陳立夫が蔣委員長の命を受けてソビエト・ロシアに派遣されたと推測しているらしい。ソビエト・ロシアは、その情報が枢軸国の対ソ戦争の引き金になることをたいそう懸念しているという。それで、もうソビエト・ロシアに行く必要はなくなったと君に伝えるよう蔣委員長から言われたよ』。かくして私たちのロシア派遣は取り消しとなったのだった」¹³。

三、日本側の中国情報

ところで、陳立夫の秘密はなぜ暴露されたのか。陳の説明は下記の通りである。

「私が出国していたあいだ、国内では中国の各種の会議が開かれていたが、新聞紙上に私が出席したというニュースが載らなかったため、世間の疑惑を招いていた。幸い私は前もって自分は杭州で療養しているという内容の手紙を十数通用意しておき、それを家内が数日おきに杭州から南京の親戚や友人に郵送するようにしたので、なんとか秘密を守ることができた。しかし日本は探りを入れるための噂を流し、私がソビエト・ロシアに派遣されたと言った。（中略）それで蔣委員長はやむをえず計画を変更し、帰国してソビエト・ロシア大使のボゴモロフと南京で交渉するよう私に命令した」¹⁴。

11 詳しくは、程天放『程天放早年回憶録』、台北、傳記文学出版社、1968年、116-118頁。

12 注45参照。

13 前掲、陳立夫『成敗之鑑』日本語版、第232-233頁。

14 前掲、陳立夫『成敗之鑑』日本語版、第233頁。

日本外務省の記録を確認すると、1936年3月19日、上海の日系新聞の夕刊は確かに、国民政府が中ソ密約を結ぶために要人をソ連に派遣したと報道した¹⁵。

では、こうした日系新聞の報道は本当に陳立夫の指摘のとおり、日本が探りを入れたためだったのか。真相を究明するには当時の日本の中国情報を振り返る必要がある。

1935年6月以降、日中間の緊張が高まる中、日本側は国民政府のソ連への傾斜について、確かに多くの情報を入手していた。特に、前記の鄧文儀武官の新疆省考察が開始された後、日本は中国の対ソ連合という視角から鄧の活動に注目した。例えば、関東軍参謀部は1935年10月17日に次のように言っている。

「第三『インター』カ最近第七次大会ニ於テ各種反帝国主義団体ノ合同団結ヲ策シ其ノ赤化重点ヲ支那ニ指向スヘク決議セルニカカハラス 紅軍討伐ニ手ヲ焼キ又我対北支工作ニ脅威ヲ感セル蒋介石ハ敢テ之レニ抗議セサルノミナラス 反テ再び親蘇容共政策ニ転シ一面日本及列強ヲ牽制スルト共ニ他面之レヲ以テ紅軍ヲ政治的ニ解決シ 四川省方面ニ今後ノ対日根拠地ヲ求メントシツツアルモノノ如ク 一説ニ依レハ支那ハ中蘇合作条件ノ一トシテ中国共産党ノ西北数省占拠ヲ黙認シ概ネ左記ノ如キ西北協定ヲ締結セリト而シテ新疆独立『ソヴィエット』化ノ喧伝セラルル折柄 在莫斯科支那大使館付武官ノ新疆旅行ハ新疆ヲ廻ル蘇新聞ノ接近ヲ物語ルモノトシテ注目ノ要アルヘシ」¹⁶。

なお、同年11月4日、ソ連駐在の小柳雪生領事は、外務省宛に「鄧少将一派ノ親ソ反日工作」を報告し、「1926、7年鄧武官カ莫斯科共産大学ニ留学中同校ニハ約300ノ支那留学生在学セシカ今ヤ彼等ハ南京ニ於テ主要ノ地位ヲ占メ 同武官ハ彼等ヲ牛耳リ且欧米派ト通牒シテ蒋介石ヲ動カシ親「ソ」反日ノ政策ニ大童トナリツツアリ、『ソ』国ニ於ケル公館ハ今ヤ殆ト鄧一派ヲ以テ埋メ各特別暗号ヲ携行シ周密ナル聯絡ヲ採リ『ソ』側ト共同工作ニ腐心シテアリ」と指摘した¹⁷。

小柳が打電した11月には、鄧文儀はすでに新疆での考察を終え、帰国してその結果を中央に報告しているが、中国国民党第5次大会の開催シーズンという事情もあり、日本は南京における鄧文儀の監視に力を注いだ。11月16日、有吉明駐華大使は廣田外務大臣に打電し、鄧文儀の周囲から入手した情報を下記のように報告した。すなわち、ソ連当局は鄧文儀および南京政府に対して、「只唯々諾々日本ノ要求ニ聽従スルコトナク 対日政策ヲ変スルノ要アリト説キ 其ノ際ニハ蘇聯邦ハ伊国ヨリ更ニ安価ニテ飛行機ヲ供給スヘシト提議シ又提議シツツアリ（蘇ハ南京ヲシテ反日政策ニ転セシメ日本ノ注意ヲ支那ニ向ケ

15 有田大使より廣田外務大臣宛電報第205号（1936年3月20日）、日本外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

16 関東軍参謀部「蘇連邦ノ新疆赤化ノ状況ニ就テ」（1935年10月17日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

17 在ノヴォシビルスク領事小柳雪生より外務省欧亜第一課長宛「鄧少将一派ノ親蘇反日工作」（1935年11月4日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

之ニ依リ蘇滿国境ノ緊張ヲ緩和セント欲スルモノナリ）英米両国亦対支財政援助ノ為ニハ先ツ支那ノ統一ト南京政府ノ強化、日本ノ対支侵略阻止必要ナリト説キ暗ニ対日政策ノ変更ヲ慫慂シ居レル」¹⁸。

翌日、須磨弥吉郎南京総領事も「中国の対ソ関係の新進展」を外務省に打電した。それは、「鄧武官新疆視察帰来後、従来ノ南京側対盛世才ノ確執緩和セラレタルヤノ風アリ又五全大会中、剿匪ニ関スル記事一切新聞紙面ヲ去リ居ル事実アリ」と指摘するとともに、「航空連絡交渉決裂以来懸案解決ニ対スル支那側ノ態度ハ目ニ見エテ不熱心トナリ 蔣介石以下多数国民党中央委員カ北支問題ニ対スル我方出方ニ依リテハ飽迄抗争セントスル氣配濃厚ナルモノアル次第ナリ」こと、「露ノ対支野望ニ至リテハ累次報告ノ通ニモアリ日本ノ執ルコトアルヘキ北支ニ於ケル行動ニ対スル国際情勢ハ油断ナラスト云フヘク 列国ノ中ニ大ナル不安ヲ有シ且ツ我方ノ機敏ナル行動ニ目ヲ廻シタル滿洲事変当時ノ形勢ト大差アルハ見逃スヘカラス」こと、という二点を強調した¹⁹。

こうしたなか、年末の12月28日に、有吉明大使は日本の対中政策と結び付けて、ある程度の反省を込めて中国の対日、対ソ態度の変化を次のように論じている。「最近ソ連側ノ極東進出ト我方ノ之ニ対スル態度カ支那ニ対スルカ如ク徹底的ナルヲ得サル実情ハ支那側一部ニ連蘇抗日論ニ相当氣勢ヲ添ヘツツアル矢先 華北自治問題ノ發生並ニ之ニ刺激セラレテ全国ニ瀰漫セル対日屈辱外交反対ノ声ハ蔣政権ヲシテ前述ノ如キ対日政策ノ足踏ヲ相当期間維持セシムルニ至ルヘキハ自然ノ勢ナルヘシト考ヘタルヲ以テ 我方ニ於テ右内外ノ形勢ヲ無視シ各方面ニ於ケル強攻策ヲ遮ニ無ニ押通サントスルモ実力ニ訴ヘサル限り其ノ目的ヲ達シ得サルノミナラス 我方ニ於テ万一実力行使ノ挙ニ出ツルカ如キコトアラハ蔣政権ヲシテ自暴自棄ノ投出策ニ出テシムルヨリ他ナシト思考セラル」²⁰。

上記の諸資料から分かるように、日本側は華北分離工作の推進に伴って、国民政府の連ソ抗日への動向を把握し、懸念もしていた。しかし、全般を見ると、その多くは鄧文儀の活動に関するものであり、陳立夫についてはほとんど言及していなかった。のみならず、陳が訪ソの旅に出かけた直後の1936年1月から、中国の連ソ活動に関する日本の情報が少なくなり、3月17日付の有田八郎中国大使の外務省宛電報では、下記のとおり、却って中ソ関係の悪化を指摘している。「ボゴモローフカ蔣介石ニ対シ従来余リニ執拗ニ不侵略条約、通商条約等ノ締結ヲ迫リタルヲ以テ蔣モ嫌気カ差シタルモノノ如ク 蔣「ボ」ノ関係ハ兎角面白カラス最近両者ノ交渉ハ全ク中絶ノ体ニシテ又当地地方協会ノ情報ニ依レハ

18 有吉大使より廣田外務大臣宛電報第958号（1935年11月16日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1。

19 須磨総領事より廣田外務大臣宛電報第1277号（1935年11月17日）、外務省外交史料館所蔵、A.1.1.0.10。

20 有吉大使より廣田外務大臣宛電報第1162号（1935年12月28日）、外務省外交史料館所蔵、A.1.1.0.10。

顔大使ハ蔣ノ対ソ態度スル以上ソ支関係ノ改善モ望マレスステハ長ク駐ソ大使ノ地位ニ留マルモ無意味ナリト引退ノ意ヲ洩ラシ居ル由ナリ²¹。

総じて、少なくともこの有田電報が発信した3月17日まで、日本では軍部も外務省も陳立夫の訪ソについては何の情報も掴んでいなかったようである。

四、何鍵による「内部告発」とその動機

ところで、有田打電の翌日すなわち1936年3月18日、状況は大きく変わった。当日、漢口の三浦総領事は長沙からの極秘電報として、下記のような重大な報告を廣田外務大臣宛に送ったからであった。

何鍵ハ本17日ニ顧問唐炳初ヲ本官ノ許ニ遣ハシ左ノ如ノ通り取次カシメタリ

陳果夫ハ最近極秘裏ニ莫斯科ニ到着現在蘇支提携ニ暗躍ヲ続ケ居ル事実アル処 自分(何)ノ得タル各方面ヨリノ情報ヲ総合スルニ陳ノ使命ハ左ノ如キ重大性ヲ有シ 形勢次第ニ依リテハ中日兩國ノ将来ノ為面白カラサルコトトナルニ付キ私人トシテ御知ラセス即チ一、蘇聯当局ハ従来極東問題ニ付蘇聯大使館付武官鄧文儀ヲ介シテ中央当局ニ対シ種々申入ヲ為シ来レルモ 鄧ハ飛行機問題ノ為²² 一時蔣介石ノ信用ヲ失ヒシ關係上、蔣ハ蘇聯側ノ申入ヲ余リ相手ニセサリシカ 客年秋特ニ華北問題發生後ハ蘇聯当局ハ対支政策ヲ根本的ニ改変セルコト判明セル為今回陳ノ露都入トナレリ

二、第三國際及蘇聯当局ハ是迄蔣介石ノアル限り支那ヲ援助スルモ甲斐ナシトノ見解ヲ持シ来リ 中国共産党ニ対シテモ従来抗日討蔣ヲ第一ノ「スローガン」トセシメ切りシカ、近年極東ニ於ケル情勢ノ変化ニ鑑ミ昨年秋鄧文儀ヲ通シ

(イ) 孫文「ヨッフエ」協定ヲ復活センコトヲ提議シ其ノ交換条件トシテ

(ロ) 今後蔣介石政権ニ物質的援助ヲ與ヘ

(ハ) 遠東共産党竝ニ中国共産党ヲシテ抗日一点張ニ邁進セシメ

(ニ) 支那本土ニ於ケル赤化宣伝ヲ中止セン

コトヲ申入レ来レル為 陳果夫ハ現在莫斯科ニ於テ蘇当局ヨリノ申入レニ係ル蘇支提携ノ具体案ヲ確メ蔣介石ニ取次シツツアリ

其ノ中ニハ

(A) 国民党党是中ニ共産党政綱ノ一部ヲ取入ルルカ或ハ国民党党綱中共産党党綱ト共通ノ部分ヲ拡張実施シテ或ル緩和セラレタル容共政策ヲ採用セシムルコト

21 有田大使より廣田外務大臣宛電報第193号（1936年3月17日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

22 鄧文儀の回想録にいわゆる飛行機問題についての言及があったが、それは、1934年夏、ある飛行機事故を調査する際、賄賂をもらって真相を隠匿したと告発され、職を罷免されたということであった。詳細は、前掲『冒死犯難記』、上冊、第203-207頁。

- (B) 綏遠西套蒙古甘肅ニ於ケル治安ノ確保上必要ナル互助協定ヲ結フ必要ニ応シ蘇軍ノ出動ヲ容認スルコト
- (C) 蘇聯ハ右地域以北ノ開發及領土主權ヲ確約スルト共ニ中国内政問題ニ波及スルカ如キ行動ハ一切採ラサルヘキコト

等ノ条項アリテ此ノ際南京側トシテ容易ニ受入レ難キ点ハ多々アリ 陳ノ交渉カ果シテ纏マルヘキヤ否ヤハ予断ハ許ササルモ最近蘇支關係ノ接近セルコトハ看過シ難キ事実ニシテ蔣介石ノ対日外交ニ斯ル半面ノアルコト丈ケナリトモ貴国政府カ心ニ留メ置カルルコトハ東洋平和ノ為必要ト信ス

尚本情報ハ確實ナル筋ヨリ得居ルモノニシテ信ヲ置クニ足ルト言ヒ此ノ情報カ何鍵カ自分(何)ヨリ出テタルモノナルコトハ日本側ニテ厳秘ニ附セラレ度シ云々²³

この三浦電報により、陳立夫訪ソの秘密漏洩の原因は、日本人スパイの間諜活動ではなく、陳が推測した「日本の探り」でもなく、湖南省政府主席という要職にある何鍵の密告、つまり国民政府要人の「内部告発」にあったことが明らかになった。

これは、前日に中ソ関係の悪化を報告した有田大使にとってはまさに寝耳に水のような話である。それで、長沙駐在の日本外交官は有田大使の指示により直ぐ唐炳初に真相を確かめたが、唐は密告の内容が真実であると強調したうえ、何鍵の動機については、「何ハ平素儒学者トシテ共産党ヲ非常ニ嫌ヒ居リ、其ノ政見ヲ共産思想ノ撲滅ヲ第一義トシ居ル關係上、蘇聯側最近ノ策動ヲ非常ニ重大視」したためと説明した²⁴。翌夜、同外交官は何鍵を訪問し、密告に至る経緯を本人に直接質した。何鍵は次のように答えている。

- (イ) 陳果夫入露事実ハ自分ハ南京出張ノ折蔣介石側近者ヨリ極秘ノ含トシテ聞キタル所ニシテ間違ナク陳ハ入露ニ当リ其ヲ秘スヘク病氣ト称シ引籠リ何人モ面会セサルコトトシ 現在モ尚同様ノ手ヲ用ヒ居ル為同人カ現在果シテ露国ニアルヤ帰途ニアルヤ將又既ニ帰任シ居ルヤハ何人モ確メ得サル所ナリ

- (ロ) 従テ陳入露ノ時期ハ自分モ知ラサルモ右ハ昨年末以後ノコトト思ハル

- (ハ) 此ノ間ノ情報ニ依リ蘇聯当局カ如何ニ積極的ニ支那ニ働キ掛ケツツアルヤヲ知ルニ足ルヘク 蔣介石ノ腹心タル陳ノ入露ハ蔣カ種々ノ好餌ニ釣ラレテ多少トモ心ヲ動かシ始メタル証拠ナリ 自分ハ責任ノ地位ニアル蔣カ蘇連当局ノ申出ヲ容ルル様ノコトハ萬ナカルヘシト信スルモ最近露支關係カ余程接近シ来レルコトハ看過シ得スト思考ス (後略)²⁵

23 三浦総領事より廣田外務大臣宛第59号 (1936年3月18日)、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

24 有田大使より廣田外務大臣宛第215号 (1936年3月23日)、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

25 有田大使より廣田外務大臣宛第215号 (1936年3月23日)、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

何鍵の回答から、彼の密告は一時的な衝動ではなく、反ソ反共の強い信念に基づく行動であることが読み取れる。

五、日中間の平穏が保たれた三つの要因

ここまでの論述で陳立夫訪ソの秘密漏洩の謎は解けたが、関連するもう一つの疑問が浮上してきた。前述のように、国民政府が陳立夫訪ソの秘密保持に手を尽くした背景には、この秘密がばれたら日本が対中侵略を加速し、日中戦争が早まるという懸念があった。しかし、実際、日本は何鍵という省主席レベルの要人の密告を受けたにもかかわらず、その後過激な反応をせず、よって日中間の平穏がおおむね保たれたのである。これはなぜなのか？ 第二の謎として究明を継続していかなければならない。

考察を続けた結果、筆者は、その答えは下記の三つの要因にあるという結論に辿り着いた。

（1）何鍵の密告にあった誤り

何鍵の密告を詳しく読むと、その内容は概ね正確だったが、致命的な誤りがあったことが発見できる。一つは、訪ソの旅に出かけたのが陳立夫なのに、何鍵は陳果夫とした。名が一字だけ異なるが、人物は全然違う。陳果夫は陳立夫の兄であり、当時、江蘇省政府主席として国内にいたからである。もう一つは、訪ソに赴く人がソ連の国境外でぐるぐる回って待機しているのに、何鍵はそれをすでにソ連に入国したと間違った。他方で、日本は密告を受けてから、直ちに在外機関を動員して真偽を確かめたが、モスクワでは中国要人の訪ソの気配が伺わず、江蘇省政府の所在地の鎮江では陳果夫がちゃんと執務していることが確認できた。そのため、有田八郎大使は「何鍵ノ内報ハ何等カ他ノ目的ニ出テタルモノナルヤニモ思考セラルル」²⁶と疑った。また、大使館の陸軍武官室は何鍵の話を「信ヲ置キ居ル次第ニアラス」として、軍中央にそれを報告さえしなかった。結局、陸軍武官室は、何鍵の密告を部分的に発表させることによって、国民政府に警告を送るという処置にとどまった。前記の上海日系新聞の報道はそれによるものであった²⁷。

この日系新聞の報道に対して、国民政府は速やかに南京の日本総領事館に抗議し、「19日上海毎日及上海日々等二掲載ノ蘇支密約成立ノ記事ハ事実無根ニシテ日支国交阻害ノ惧モアルニ付至急取消サシメラレ度シト申出タ」²⁸。さらに、同月25日には、国民政府は齊

26 有田大使より廣田外務大臣宛電報第210号（1936年3月21日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

27 有田大使より廣田外務大臣宛電報第205号（1936年3月20日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

28 須磨総領事より廣田外務大臣宛電報第254号（1936年3月20日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

世英を通して、「上海日本新聞ニハ陳果夫又ハ陳立夫カ蘇支密約締結ノ使命ヲ負ヒテ蘇聯邦ニ赴ケリトノ記事ヲ掲ケ居タルカ（中略）両陳ハ元來共產党ヲ最憎ミ 今日迄陳ノ配下ノ特務隊（日本側ノ所謂CC団）ノ手ニテ逮捕殺戮セラレタル共産黨員多数アリ謂ハハ仇敵ノ仲ナリ 陳カ蘇聯邦ニ使スルカ如キコト絶対ニアル筈ナク蔣介石トシテモ共産党ニハ辛イ目ニ合ワセ居ル筈ニテ今更蘇聯邦ト提携ヲ策スルカ如キコト考ヘラレス」と言っ
て、報道の内容を再度否定した²⁹。陳立夫兄弟と中国共産党の激闘を熟知している日本にとっては、齊の否定は説得的であろう。

（２）密告前における中ソ関係の悪化

前述のように、陳立夫が訪ソに出かけた直後の1936年1月から、中国の連ソ動向に関する日本の情報が少なくなり、3月17日の有田電報は中ソ関係の悪化さえ報告した。実際、これは日本の情報収集能力の低下に起因するものではなく、当時の中ソ関係の冷却がもたらした結果であった。

以下、中ソ双方の一次資料に基づいてこれを見てみる。

1935年12月19日の中ソ交渉の後、ソ連は蔣介石の積極的姿勢を歓迎こそすれ、その本音に対してはまだ懐疑的であった。同月28日、ソ連外務人民委員部はボゴモロフ大使に宛てた極秘書簡で、「程度は小さくなったが蔣介石は日本帝国主義の要求に対し依然譲歩し続けている。この譲歩は時間稼ぎのための策略かもしれないが（中略）彼が再び日本と交渉を行う可能性は存在しうるし、そしてそのために中ソ交渉を利用する可能性も排除し得ないだろう」と、蔣介石に対する疑念を表明した。そのうえで、同書簡は、蔣介石と再度会い、ソ連側の質問に対する蔣の態度を確かめることをボゴモロフに指示した。その質問とは、①ソ連と中国はそれぞれ如何なる義務を負うか、②南京政府が他の大国と日本との戦争に期待をかけているが、中国自身の具体的な抗日計画およびソ連の反日闘争への支援計画はどのようなものか、③特に重要な点として、蔣介石の軍隊と中共軍との軍事統一戦線が実現されなければ真の抗日戦争ができないとソ連が信じているが、蔣の考えは如何か、という三つであった³⁰。

この指示にしたがって、1936年1月22日、ボゴモロフは蔣介石と会談を行った。蔣介石は、ソ連側が指摘した問題の中で「最も重要なものは最後の問題即ち中共軍問題であり、これをまとめれば全ての問題が解決できる」としたうえで、「中共軍が中央政府と総司令の権威を承認し、同時にその現有勢力を保持し、抗日に参加すること」を国共合作の原則

29 石射総領事より廣田外務大臣宛電報第89号（1936年3月27日）、外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0.C/R1-3。

30 副外務人民委員よりボゴモロフ大使宛書簡（1935年12月28日）、「ソ連外交文書選譯」、第225-226頁。（ДВП, T.18, срп.601-603.）

として提示しつつ、中国共産党に圧力をかけてそれを説得することをソ連側に要請した。さらに、蔣介石は、中国はソ連からの軍事装備と軍需品を欲するが、ソ連の対中援助の規模はソ連側が決めること、日本が蒙古・綏遠・山西に侵略してくる場合には中ソ両国は相互援助することを中国側の基本案として提示した³¹。

しかし、この会談を契機に、中ソ双方は二つの問題をめぐって対立していく。

まず、中国がソ連に求めたのはあくまでも相互援助条約であったが、ソ連は、日本の対ソ脅威を牽制するために中国の抗日戦争に援助を与える意思を有するが、自らの対日参戦を回避したい。そのため、蔣介石の提案通りに中国と法的な拘束力のある相互援助条約を締結するのは「時期尚早」として最初から断るつもりであった³²。それゆえ、2月以降は、ソ連は中国の抗日を強く望んで私的談話では極力、中国人を抗日へ鼓舞していたが、国民政府からの政治的軍事的互助条約締結の要請にあたっては、ソ連は責任のある回答を与えず、中ソ不可侵条約の締結が先行すべきと主張していた³³。

次に、中国共産党の問題について、ソ連は蔣介石が率いる国民政府を中心とする中国の統一に支持を表明したが、「中国共産党に対する説得」という蔣介石の要請を「内政不関与」を理由に拒否し、蔣が提示した「孫文・ヨッフエ共同宣言」を中ソ関係の基礎とする提案も受け入れなかった³⁴。なぜなら、「孫文・ヨッフエ共同宣言」は、共産主義とソビエト制度を実行する条件が中国にないこと、中国の当面の課題は国家の統一と独立であること、中東鉄道の管理運営は基本的に現状を維持すること、中国から外蒙古の分離・独立を図らないことを中ソ双方が確認したものである。よって、ソ連にとって、それを基礎とすれば、外蒙古に対するソ連の実質的な支配は法的に否定されるとともに、中国共産党と中共軍は背後から刺されることとなるのである³⁵。

他方、上記の二つの対立点をめぐって中ソ交渉が不調となった最中、陝西省に敗退していた中共軍は国民政府が提示した国共合作のための諸条件を拒否し、2月に突然山西省に進撃した。また、日本では二・二六事件が起こった。その事態は三日後に収拾されたが、

31 ボゴモロフ大使より副外務人民委員宛電報（1936年1月22日）、「ソ連外交文書選譯」、227-229頁。（ДВП, T.19, стр.35-38.）

32 前掲1935年12月28日のボゴモロフ宛書簡で、ソ連外務委員部は中ソ相互援助条約を拒否する方針をソ連大使に示した。ただ、蔣介石に対する口頭の返答に関しては同書簡は交渉に同意する意思を示唆することを指示した。（ДВП, T.18, стр.601-603.）

33 駐ソ中国大使蔣廷黻より国民政府外交部宛報告（1937年4月）、中国第二歴史档案馆所蔵、『民国档案』1989年第1期、第25-31頁。

34 ボゴモロフ大使より外務人民委員部宛電報（1936年1月22日）、「ソ連外交文書選譯」第227-229頁。（ДВП, T.19, стр.35-38.）

35 副外務人民委員よりボゴモロフ大使宛書簡（1936年5月19日）、「ソ連外交文書選譯」、第231-232頁。（ДВП, T.19, стр.269-271.）

蒋介石は、関東軍は必ずこの政変に乗じてソ連を挑発し、よって三か月以内に日ソ戦争が勃発すると判断した³⁶。

このような判断は、中ソ間の対立と中共軍の山西進撃と相まって、日ソ開戦を中国のチャンスとして待ち望んできた蒋介石の態度を変更させた。まず、対日の面では、3月3日、蒋介石は、中国は中立を原則に日ソ間の衝突に対応し、日本の対ソ戦を妨害しない範囲のなかで日本と交渉を行なうべきであると考えた³⁷。また、対ソの面では、蒋介石は従来の負の評価に戻り、3月8日付の日記に、山西省の中共軍が打撃を受けるまで、対ソ、対中共の協議を一切行なわないという方針を記した³⁸。さらに、3月18日、蒋介石は新疆、外蒙古と東北の関係に注目し、ソ連が信を守らない場合、中国はどうすべきかと思慮していた³⁹。要するに、この時点、蒋介石は連ソ容共に対する熱意を弱め、「中国の中立によって日ソ両国の相互牽制を図る」という従来の方針に戻ったのである。したがって、陳立夫がドイツに到着した後もソ連に入らず、周辺諸国を周遊していたのは、中ソ間の対立、中共の山西省攻撃、日本の二・二六事件などの新情勢に伴う蒋介石の対ソ、対日政策の動揺と再調整を反映したものである。言い換えると、1月以来の中ソ関係の悪化を察知していた日本は何鍵の密告を受けても、直ぐに強硬に対応する必要を感じなかったのである。これは日中関係の平穏が保たれた第二の要因である。

(3) 密告直後の「ソ蒙相互援助議定書」の衝撃

何鍵の密告を受けた間もなく、3月29日、ソ連と外蒙古が3月12日にソ蒙相互援助議定書を締結したことが明らかになった。満洲事変以降、中国からの批判に対して、日本はよく外蒙古に対するソ連の支配を挙げて自己弁護をしてきた。例えば、1935年9月7日、廣田弘毅外務大臣は中国大使の蔣作賓に対して、「支那ハ外蒙古ニ対スル露国ノ策動ヲ不問ニ附シ満洲国ノ問題ヲ云々ト日本人ハ考ヘ居レリ」と非難した⁴⁰。このような背景があったからこそ、蒋介石は、外蒙古を独立国としたソ蒙相互援助議定書に激怒し、ソ連に対するイメージが一層悪くなった。4月2日付の日記に、蒋介石は、「ソ連の態度が益々明らかになり、中国は曖昧な対応をとる余地がなくなった。これから我々は、機を見てずるいことをするというような考えを捨て、事実とわが革命の主義を重視しなければならない」と指摘し、「外蒙古の領土と主権が中国に属することをソ連に承認させなければならない」、「中国共産党を解決しなければならない」という二点の方針を強調した⁴¹。ま

36 「蒋介石日記」1936年2月29日、「本月反省録」。

37 「蒋介石日記」1936年3月3日。

38 「蒋介石日記」1936年3月8日。

39 「蒋介石日記」1936年3月18日。

40 「廣田大臣蔣大使会談録（第2回）」（1935年9月7日）、外務省外交史料館所蔵、A.1.1.0.10。

41 「蒋介石日記」1936年4月2日。

た、翌日、蔣介石は、「ソ連の外交が卑怯であり、田舎のならず者と変わらない」⁴²と非難した。7日、蔣介石はソ連に抗議することを国民政府外交部に命令するとともに、「宋（哲元）に河北と察哈爾の交渉権を与え、日本をソ連に専念できるようにさせる」という構想を日記に綴った⁴³。同日、外交部長の張群は須磨弥吉郎南京総領事と会談し、中国は独自でソ連に抵抗できないため、日本と軍事同盟を結ぶことを望むと表明した⁴⁴。そして、4月8日、蔣介石は李融清すなわち陳立夫に、「我が国が法的立場によりソ蒙議定書に抗議した」と伝えたいえ、「即時帰国」を命令した⁴⁵。

他方、日本にとっては、駐ソ大使館付武官の観点を借りて言えば、ソ蒙相互援助議定書は既成事実に対する合理化に過ぎず、新しい意味は全くなかったが、「本協定ノ発表ハ対外的殊ニ支那ニ対シ理論的ニ幾多ノ弱点有スルコト政府新聞ノ社説ニ觀ルモ明ニシテ今ヤソ連邦従来ノ言動カ悉ク虚偽ナリシコトヲ指摘シテ大イニ其不信ヲ中外ニ宣伝スルノ好機ナリト認ム」⁴⁶。明らかに、ソ蒙相互援助議定書が招来した中ソ関係のさらなる悪化およびそれに伴う国民政府の日本への接近の動きは、日本にとっては願ってもないことである。換言すると、日本は、真実性に疑いがある何鍵の密告のために、中国に強硬に対応する必要がいつそうなくなったのである。

おわりに

本稿の考察によって、筆者が目的とした二つの歴史の謎解きが達成できたと思われるが、結びとして、さらに二点を強調しておきたい。

第一に、訪ソを中止させた要因について、陳立夫は秘密の漏洩を唯一の理由にし、学界もこれまで陳の説に異議を示していなかった。しかし、本稿の論述により、秘密の漏洩は訪ソ中止をもたらした一因に過ぎず、1936年1月以後の中ソ関係の悪化、2月の二・二六事件による蔣介石の対日誤判、3月の「ソ蒙相互援助議定書」の衝撃など、他の要因もあったことが立証されている。換言すると、訪ソの中止に対して、さらに、中国要人の密告をめぐる日本側の対応に対して、我々は当時の日中ソ関係の複雑性とそれに伴う歴史の多面性に十分に注目しなければならないのである。

第二に、「ソ蒙相互援助議定書」衝撃下の中国の対日接近に示されたとおり、時代の複雑性と多面性により、日本の華北分離工作以降においても、蔣介石と国民政府の対日、対ソ政策は変動しており、したがって、日中ソ関係にはまだ多様な可能性があったのである。

42 「蔣介石日記」1936年4月3日。

43 「蔣介石日記」1936年4月7日。

44 須磨弥吉郎「支那最近ノ決意振リト露支関係ノ再吟味」（1936年4月27日）、外務省外交史料館所蔵、A.1.1.0.10。

45 蔣介石致程天放轉李融清（1936年4月8日）、台北、国史館所蔵、002-020200-00032-058。

46 駐ソ大使館武官より参謀次長宛電報（1936年4月10日）外務省外交史料館所蔵、A.2.2.0 C/R1-3。

だが、中国要人の密告に対する日本側の柔軟な対応は内部の様々な対中観の暫定的な妥協に過ぎず、その後、日本は対中認識の乖離を克服するどころか、先入観と固定観念に囚われて、蒋介石不信と国民政府敵視の下で中国を最終的に連ソ抗日の道に行かせた。これについては別稿で考察を続けていきたい。

〔謝辞〕 本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（課題番号15K03290）による研究成果の一部である。

(LU Xijun)

